

## 箕面市立病院広告事業実施要綱

(平成二十一年八月十日箕面市病院事業訓令第一号)

改正(平成二十一年八月三十一日箕面市病院事業訓令第二号)

### (目的)

第一条 この要綱は、箕面市立病院(以下「病院」という。)における広告事業の取扱いについて必要な事項を定めることにより、病院の新たな財源の確保及び事業の経費削減を図り、もって市民サービスの向上と地域経済の活性化に寄与するとともに広告主等に地域貢献の機会を提供することを目的とする。

### (定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 広告媒体 次に掲げる病院の資産等のうち広告掲載が可能なものをいう。

イ 病院の広報印刷物

ロ 病院の財産

ハ その他広告媒体として活用できるもの

二 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は提出することをいう。

三 広告事業 病院の資産等に広告掲載する事業をいう。

四 広告主等 病院の資産等に広告を掲載しようとする業者及び広告代理業を営む者をいう。

### (広告の範囲)

第三条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載をしない。

一 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

- 二 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- 三 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- 四 政治性のあるもの
- 五 宗教性のあるもの
- 六 個人の氏名を広告するもの
- 七 社会問題について主義主張するもの
- 八 公衆に不快の念を抱かせ、又は危害を加えるおそれのあるもの
- 九 美観風致を害するおそれのあるもの
- 十 当該広告の内容を病院が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- 十一 前各号に掲げるもののほか、病院の資産等に掲載する広告として妥当でないと思われるもの

2 前項に規定する広告の範囲に係る業種及び事業者並びに広告掲載の基準については、箕面市広告事業掲載基準を準用する。

(審査会)

第四条 病院の広告事業の方針決定、所属長が作成する要領等の検討及び広告媒体に掲載する広告等を審査するため、病院に広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会の委員は、病院長、副院長（複数の場合は、委員長が一名を選任する。）事務局長、事務局の次長及び経営企画課長とする。
- 3 審査会の委員長は、病院長をもって充てる。
- 4 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 5 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

6 審査会の委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の

出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(要領の作成)

第五条 所属長は、所管する病院の資産等に広告掲載をするときは、要領を作成しなければならない。

2 前項に規定する要領には、次の事項を掲載するものとする。

一 広告の内容

二 広告料

三 広告の規格

四 広告の掲載期間

五 広告主の募集及び選定方法

3 所属長は、要領について審査会の承認を得なければならない。

(広告掲載の募集)

第六条 所属長は、要領について委員会の承認を得たときは、要領に基づき広告主等の募集を行うものとする。

2 所属長は、広告掲載について応募があったときは、広告主等、広告内容等について審査会の承認を得なければならない。

(庶務)

第七条 審査会の庶務は、経営企画課において行う。

(委任)

第八条 この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則(平成二十一年箕面市病院事業訓令第一号)

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則(平成二十一年箕面市病院事業訓令第二号)

この要綱は、訓令の日から施行し、平成二十一年八月十日から適用する。